



WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 8年 5月号 No.153

<ごあいさつ>

今年のゴールデンウィークは、いかがお過ごしだったでしょうか？皆様は、どこか旅行に行かれたり、故郷へ帰省されたり、休息を取られたりと、思い思いに過ごされたことと思います。連休明けは、気持ちを切り替え、また頑張っていきます。

<所得税の基礎控除の見直し等について>

令和 8 年度税制改正により、所得税の『基礎控除』や『給与所得控除の最低保障額』の引上げ、『扶養親族等の所得要件』の改正が行われました。これらの改正は、原則として令和 8 年分以後の所得税について適用されます。⇒令和 8 年 11 月までの源泉徴収事務に変更は生じません。

①基礎控除の引上げ

所得税の基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下の場合の控除額 58→62 万円に引き上げ

合計所得金額 (令和 8・9 年分における 収入が給与だけの場合の収入金額 (注 3))	基礎控除額 (改正された範囲)			
	改正後 (注 1)		改正前 (注 1)	
	令和 8・9 年分	令和 10 年分以後	令和 8 年分	令和 9 年分以後
132 万円以下 (206 万円以下)	104 万円 (注 2)	99 万円 (注 2)	95 万円 (注 2)	
132 万円超 336 万円以下 (206 万円超 475 万 1,999 円以下)		62 万円	88 万円 (注 2)	58 万円
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注 2)			
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)	67 万円 (注 2)		63 万円 (注 2)	
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	62 万円	58 万円		

(参考：国税庁)

②給与所得控除の最低保障額の引上げ

所得税と個人住民税の給与所得控除について、最低保障額を 65→74 万円に引き上げ

③扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の引上げに伴い、下記の扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正

- ・同一生計配偶者及び扶養親族：58→62 万円以下
- ・ひとり親の生計を一にする子：58→62 万円以下
- ・配偶者特別控除の対象となる配偶者及び特定親族：58～123 万円以下→62～123 万円以下
- ・勤労学生：85→89 万円以下
- ・家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例：必要経費に算入する金額の最低保障額が 65→69 万円に

④ひとり親控除の拡充

控除額が 38 万円 (改正前：35 万円) に引上げ

<5・6月の税金関係>

- ① 3月決算の確定申告・9月決算の中間申告
- ② 個人住民税の納付…特別徴収：6月分より毎月10日、普通徴収：6月、8月、10月及び1月の末日
- ③ 自動車税の納付…5月末日
- ④ 源泉所得税(納特)の納付…7月10日まで
- ⑤ 所得税の予定納税の通知…納期限は7・11月末日
- ⑥ 算定基礎届の提出…7月10日まで
- ⑦ 労働保険の年度更新…7月10日まで

<若松家の出来事>

現在、長男(中2)、次男(中1)、長女(小4)、三男(小1)の父親として育児に奮闘しております。今年は、次男が中学校・三男が小学校のW入学でした。また、毎年恒例の筍掘りは前日の雨の影響もあって、雨後の筍状態で山ほど採れました。今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町 4-17
電話：083-242-1448
FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com
HP：www.wakamatsu-office.com

